

豊川市地区集会施設建設等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会の健全な発展を図るために市の予算の範囲内で交付する豊川市地区集会施設建設等事業補助金（以下「市補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治組織 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う団体で、その区域内の住民で組織するものをいう。
- (2) 集会施設 自治組織が自ら所有し、又は市から無償で借り受けている施設（豊川市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第9号）に定める貸付に限る。）であって、次のアからウまでのいずれにも該当する施設をいう。
 - ア 自治組織を構成する住民の自主的な活動を行うための施設であること。
 - イ 自治組織が自ら現に管理運営する施設であること。
 - ウ 健康で文化的な地域社会の創設に資する施設であること。
- (3) 標準床面積 標準となる工事費を算定するため、基準とする単価に乗ずる面積であって、自治組織を構成する当該年度4月1日現在の自治組織世帯数に応じて、別表第1に定めるものをいう。
- (4) 改修 既存の集会施設の修繕又は機能の向上を行う事業をいう。
- (5) 用地 集会施設の設置の用に供する土地（現に集会施設が設置されている土地を含む。）をいう。
- (6) 放送設備 自治組織が、当該構成員に対し連絡をするための設備をいう。
- (7) 掲示板 自治組織が建物の屋外に設置する掲示板であり、個人の利益とみなされないもの又は商業に係る広告用でないものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 市補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、補助事業の実施に要する経費のうち当該各号に定める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

- (1) 集会施設の新築工事又は増築工事（増築前の集会施設の床面積が標準床面積未満である場合に限る。以下同じ。）に係る事業 次に掲げる経費
 - ア 設計費

- イ 敷地の造成、既設物の撤去等に要する工事費
 - ウ 直接工事費
 - エ 電気、水道、ガス等の設置工事費
 - オ 付帯工事費
 - カ 既設部分と一体的な施設とするための工事費
 - キ 集会施設の附属設備に係る工事費であって、市長が必要と認めるもの
 - ク その他新築工事及び増築工事に要する工事費であって、市長が必要と認めるもの
- (2) 集会施設設置用の土地取得に係る事業 次に掲げる経費
- ア 土地取得費
 - イ その他土地取得に要する費用であって、市長が必要と認めるもの
- (3) 既存の集会施設の空調設備設置工事に係る事業 次に掲げる経費（撤去又は処分に係る経費を除く。）
- ア 機器購入費（扇風機・石油ストーブ・温風ヒーター等簡易な冷暖房器具は除く。）
 - イ 設置工事費
 - ウ 電気工事費
 - エ その他空調設備設置工事に要する工事費であって、市長が必要と認めるもの
- (4) 既存の集会施設の改修工事に係る事業であって、別表第2に定めるもの（以下「改修工事業」という。） 次に掲げる経費
- ア 設計費
 - イ 既存物の撤去等に要する工事費
 - ウ 直接工事費
 - エ 電気、水道、ガス等の設置工事費
 - オ 付帯工事費
 - カ 耐震診断に係る費用
 - キ 耐震改修計画書の作成に係る費用
 - ク その他集会施設の改修等に要する費用であって、市長が必要と認めるもの
- (5) 放送設備の設置工事に係る事業 次に掲げる経費
- ア 直接工事費
 - イ 電気工事費
 - ウ 付帯工事費
 - エ 敷地の造成、既設物の撤去等に要する工事費
 - オ 既存放送設備と一体的な設備とするための工事費

- カ その他放送設備設置工事に要する工事費であって、市長が必要と認めるもの
- (6) 掲示板の設置工事に係る事業 次に掲げる経費
- ア 直接工事費
 - イ 付帯工事費
 - ウ 既設物の撤去等に要する工事費
 - エ その他掲示板設置工事に要する工事費であって、市長が必要と認めるもの
(補助対象者)

第4条 市補助金の補助対象者は、補助対象事業を行う自治組織とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める自治組織は、市補助金の補助対象者とししないものとする。ただし、交付を受けた市補助金を全額返還した場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 集会施設の新築工事又は増築工事に係る事業 当該事業又は改修工事事業（100万円以上の市補助金の交付を受けた改修工事事業に限る。）に対して市補助金の交付を受けたことがある自治組織であって、既に交付を受けた市補助金で直近のものに係る会計年度の末日から起算して10年を経過していないもの
 - (2) 集会施設設置用の土地取得に係る事業 次に掲げる自治組織
 - ア 当該事業に対して市補助金の交付を受けたことがある自治組織
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に基づく認可を受けていない自治組織
 - (3) 改修工事事業 次に掲げる自治組織
 - ア 事業の実施に要する経費が20万円に満たない改修工事事業を行おうとする自治組織
 - イ 改修工事事業又は「集会施設の新築工事若しくは増築工事に係る事業」に対して市補助金の交付を受けたことがある自治組織であって、既に交付を受けた市補助金で直近のものに係る会計年度の末日から起算して10年を経過していないもの。ただし、改修工事事業について交付を受けた市補助金の額が100万円未満である場合又は改修工事事業が災害等市長が特別な理由があると認める事由によるものである場合はこの限りではない。
 - (4) 放送設備の設置工事に係る事業 当該事業に対して市補助金の交付を受けたことがある自治組織であって、既に交付を受けた市補助金で直近のものに係る会計年度の末日から起算して10年を経過していないもの
- 3 前項に定めるほか、次に掲げる自治組織は、補助対象者とししない。

- (1) 補助対象事業の実施に際して、補償金、賠償金その他これに類する金銭の支払いを受けた自治組織であって、補償金、賠償金又はこれに類する金銭の支払いを受けた日から起算して10年を経過していないもの
- (2) 補助対象事業の実施に際して、補償金、賠償金その他これに類する金銭の支払いを受ける見込みのある自治組織
- (3) 同一年度に「集会施設の新築工事又は増築工事に係る事業」及び改修工事事業（市補助金の交付額が100万円以上となる改修工事事業に限る。）について、2以上の事業に係る市補助金の交付を受けようとする自治組織
（補助額）

第5条 市補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、国、地方公共団体又は保険会社等から、当該事業に対して補助金又は保険金等の交付を受けている又は受ける見込みのある場合は、その金額を市補助金の額から控除する。

- (1) 集会施設の新築工事又は増築工事に係る事業のうち、新築工事に係る事業 次に掲げる額のいずれか少ない額の2分の1に相当する額
 - ア 当該事業に係る補助対象経費（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）の額
 - イ 新築に係る床面積（その床面積が標準床面積を超える場合は、標準床面積とする。）に180,000円を乗じて得た額
- (2) 集会施設の新築工事又は増築工事に係る事業のうち、増築工事に係る事業 次に掲げる額のいずれか少ない額の2分の1に相当する額
 - ア 当該事業に係る補助対象経費の額
 - イ 増築部分の床面積（増築後の延床面積が標準床面積を超える場合は、標準床面積から増築前の床面積を減じた面積とする。）に180,000円を乗じて得た額
- (3) 集会施設設置用の土地取得に係る事業 次に掲げる額のいずれか少ない額の2分の1に相当する額
 - ア 当該事業に係る補助対象経費の額
 - イ 標準床面積に当該土地の建ぺい率の逆数を乗じた面積（当該土地の面積が標準床面積に当該土地の建ぺい率の逆数を乗じた面積に満たない場合は、その面積とする。）に当該土地の固定資産税評価額に7分の10を乗じて当該土地の面積で除した額を乗じた額
- (4) 既存の集会施設の空調設備設置工事に係る事業 当該事業に係る補助対象経費の

2分の1に相当する額。ただし、500,000円を限度とする。

(5) 改修工事業 次に掲げる額のいずれか少ない額の2分の1に相当する額

ア 当該事業に係る補助対象経費の額

イ 集会施設の床面積（その床面積が標準床面積を超える場合は、標準床面積とする。）に180,000円を乗じて得た額

(6) 放送設備の設置工事に係る事業 当該事業に係る補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、5,000,000円を限度とする。

(7) 掲示板の設置工事に係る事業 当該事業に係る補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、70,000円を限度とする。

（交付申請書）

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、豊川市地区集会施設建設等事業補助金交付申請書（様式第1-1号、様式第1-2号、様式第1-3号、様式第1-4号、様式第1-5号及び様式第1-6号）とする。

2 前項の申請書は、補助対象事業の着手前までに提出しなければならない。

3 規則第4条第2項第4号に規定する添付書類は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 集会施設の新築工事又は増築工事に係る事業

ア 事業計画書

イ 収支予算書

ウ 土地使用承諾書の写し（用地が借地である場合のみ）

エ 登記簿謄本全部事項証明書（土地）

オ 建築確認通知書の写し

カ 工事請負契約書の写し

キ 工事費明細書の写し

ク 自治組織で集会施設の建設を決定したことを証する書類

ケ 集会施設の使用に関する規約等

(2) 集会施設設置用の土地取得の場合

ア 事業計画書

イ 収支予算書

ウ 登記簿謄本全部事項証明書（土地）

エ 固定資産税評価額証明書

オ 自治組織で集会施設設置用の土地を購入することを決定したことを証する書類

(3) 既存の集会施設の空調設備設置工事の場合

- ア 事業計画書
 - イ 収支予算書
 - ウ 登記簿謄本全部事項証明書（建物）又はこれに準じた建物の所有者若しくは管理者及び床面積を証する書類
 - エ 設置場所図
 - オ 平面図
 - カ 工事費明細書の写し
 - キ 設置機器カタログの写し
 - ク 施設所有者の設置承諾書の写し（自治組織所有の場合は不要）
 - ケ 集会施設の使用に関する規約等
- (4) 既存の集会施設の改修工事の場合
- ア 事業計画書
 - イ 収支予算書
 - ウ 登記簿謄本全部事項証明書（建物）又はこれに準じた建物の所有者若しくは管理者及び床面積を証する書類
 - エ 改修場所図
 - オ 平面図（必要な場合は立面図も含む）
 - カ 工事費明細書の写し
 - キ 建築確認通知書の写し（必要な場合のみ）
 - ク 施設所有者の工事承諾書の写し（自治組織所有の場合は不要）
 - ケ 耐震改修計画書（耐震改修を行う場合のみ）
 - コ 集会施設の使用に関する規約等
 - サ その他市長が必要と認める書類
- (5) 放送設備設置工事の場合
- ア 事業計画書
 - イ 収支予算書
 - ウ 設置場所図
 - エ 土地使用承諾書等の写し
 - オ 登記簿謄本全部事項証明書（土地）
 - カ 工事請負契約書の写し
 - キ 工事費明細書の写し
 - ク 自治組織で放送設備の設置を決定したことを証する書類
 - ケ 設置機器カタログの写し

(6) 掲示板設置工事の場合

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ 設置場所図
- エ 土地使用承諾書等の写し
- オ 登記簿謄本全部事項証明書（土地）
- カ 工事費明細書の写し
- キ 設置機器カタログの写し

（変更承認申請）

第7条 規則第6条第3号及び第4号の承認を受けようとするときは、豊川市地区集会施設建設等事業補助金変更等承認申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更工事費説明書
- (3) 変更収支予算書

（交付の条件）

第8条 規則第6条第6号の規定により、補助対象事業のうち集会施設設置用の土地取得に係る事業については、次の条件を付するものとする。

- (1) 取得した用地に補助金の交付を受けた日から起算して2年以内に集会施設を設置すること。
- (2) 取得した用地は、集会施設の設置以外の用に供しないこと。ただし、公共事業の用に供する場合は、この限りでない。
- (3) 取得しようとする土地以外に集会所を設置することができる土地（現に設置している場合も含む。）を自治組織として有していないこと。

（決定通知書）

第9条 規則第7条の規定により行う通知は、豊川市地区集会施設建設等事業補助金交付決定通知書（様式第3号）による。

（申請の取下げ）

第10条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、前条の通知書を申請者が受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告書）

第11条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、豊川市地区集会施設建設等事業補助金実績報告書（様式第4号）とする。

2 前項の報告書は、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(市補助金の額の確定通知書)

第12条 規則第14条の規定により行う通知は、豊川市地区集会施設建設等事業補助金確定通知書(様式第5号)による。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、地区集会施設建設等事業補助金請求書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件又は法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- (3) 規則第13条に定める実績報告書を提出しなかったとき。
- (4) その他市長が不適当と認めるとき。

(決定の取消通知書)

第15条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条の規定により行う通知は、豊川市地区集会施設建設等事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)による。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、市補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の豊川市地区集会施設建設事業補助金交付要綱の規定に基づいて交付された補助金は、改正後の豊川市地区集会施設建設事業補助金交付要綱の規定に基づいて交付された補助金とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の豊川市地区集会施設建設事業補助金交付要綱の規定に基づいて交付された補助金は、改正後の豊川市地区集会施設建設等事業補助金交付要綱の規定に基づいて交付された補助金とみなす。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市地区集会施設建設等事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている申請書（様式第1―1号）その他の用紙は、改正後の豊川市地区集会施設建設等事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

自治組織を構成する世帯の数	標準床面積
1 0 0 世帯未満	7 0 m ²
1 0 0 世帯以上 2 0 0 世帯未満	9 0 m ²
2 0 0 世帯以上 3 0 0 世帯未満	1 1 0 m ²
3 0 0 世帯以上 4 0 0 世帯未満	1 3 0 m ²
4 0 0 世帯以上 5 0 0 世帯未満	1 5 0 m ²
5 0 0 世帯以上 6 0 0 世帯未満	1 7 0 m ²
6 0 0 世帯以上 7 0 0 世帯未満	1 9 0 m ²
7 0 0 世帯以上 8 0 0 世帯未満	2 1 0 m ²
8 0 0 世帯以上 9 0 0 世帯未満	2 3 0 m ²
9 0 0 世帯以上 1, 0 0 0 世帯未満	2 5 0 m ²
1, 0 0 0 世帯以上	2 7 0 m ²

別表第 2（第 3 条関係）

事 業 の 名 称
(1) 雨漏り等による屋根の改修工事に係る事業
(2) 床板又は床下の腐食等による改修工事に係る事業
(3) 給排水管の老朽化に伴う改修工事に係る事業（水漏れ等による一部修繕は除く。）
(4) 外壁塗装改修工事に係る事業
(5) サッシ取替え改修工事に係る事業
(6) バリアフリーに配慮した改修工事に係る事業
(7) 耐震診断又は耐震改修計画に基づく耐震改修工事に係る事業
(8) 下水道接続工事又は農業集落排水接続工事に係る事業
(9) 合併浄化槽設置工事
(10) 省エネルギーを促進する改修工事に係る事業（太陽光発電設備の設置を除く。）
(11) 災害等による突発的な損害の復旧改修工事
(12) その他市長が必要と認める事業

注 次に掲げる事業は、改修工事業に含めないものとする。

- 1 この表の第 1 号から第 1 0 号までの事業であって、備品を購入することが主となるもの
- 2 備品を修繕することが主となる改修工事に係る事業
- 3 延床面積の増加を伴う改修工事に係る事業（やむを得ない場合は除く。）
- 4 空調設備に係る改修工事に係る事業
- 5 放送設備に係る改修工事に係る事業
- 6 掲示板に係る改修工事に係る事業